

○ 総務省 令第 号  
経済産業省

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する  
指定調査機関を指定する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ● ● ● ●

経済産業大臣 ● ● ● ●

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定  
する指定調査機関を指定する省令を廃止する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する  
指定調査機関を指定する省令（平成十八年 総務省 令第六号）は、廃止する。  
経済産業省

附 則

この省令は、公布の日から施行する。